

明 細 書

作成日：平成 29 年 6 月 12 日

更新日：令和 6 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒 8 8 9 ― 3 5 3 1 ）^{ミヤザケンク シマシオオアザ ナ ル} 宮 崎 県 串 間 市 大 字 奈 留 5237-1

名称（フリガナ）：^{ミヤザケンノウギョウキョウドウクミアイ} 宮 崎 県 農 業 協 同 組 合 ^{ク シマシオオツカ チ ク ホンブ} 串 間 市 大 東 地 区 本 部

代表者（管理人）の氏名：地区本部長 渡邊 博康

ウェブサイトのアドレス：<https://miyazaki.mz-ja.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（さつまいも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヤマダイかんしょ、○かんしょ（やまだいかんしょ）、Yamadai Kansho

※○には別紙のマークが入る

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：宮崎県串間市

5 農林水産物等の特性

ヤマダイかんしょは、鮮やかな紅色で、色つやの良い美しい外観を有し、果肉は淡黄色で、加熱すると快いもろさのあるホクホクとした食感と上品な甘さを持つさつまいもである。

他産地の端境期における需要を満たすため、温暖な気候を活かして6月から出荷を行える栽培体制を整えるとともに、越冬貯蔵方法を確立し、昭和54年には、周年出荷体制を確立した。

また、ひげ根の除去等を丁寧に行うほか、形状 2 種、品位 4 等級及び重量 7 段階による厳格な選別を行ってきた。

このような長年に渡る品質の良い製品の安定的な供給の結果、主たる出荷先である西日本の市場関係者からは、「かんしょと言えばヤマダイかんしょ」とまでの高い評価を得、市場の信頼を獲得している。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

「高系14号」に由来する系統である「宮崎紅」を用いる（自然災害や病害虫の発生により「宮崎紅」の使用が困難なときは、「高系14号」及びそれに由来する系統を用いることもある。）。

(2) 栽培の方法

超早掘り（トンネル）、早掘り、晩掘り（普通）のいずれかの作型により栽培する。

・作型

超早掘り（トンネル）：概ね1月から3月に定植し、6月から7月に収穫。

早掘り：概ね3月から4月に定植し、7月から8月に収穫。

晩掘り（普通）：概ね5月から6月に定植し、9月から11月に収穫。

(3) 出荷規格

別紙の「JA串間市大東青果用かんしょ標準規格」に従う。（資料1参照）

(4) 最終製品としての形態

「ヤマダイかんしょ」の最終製品としての形態は青果（さつまいも）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「ヤマダイかんしょ」の生産地である串間市は、宮崎県の最南端に位置し、東は日向灘、南は志布志湾に臨み、沖合を流れる黒潮の影響を受けて温暖で、日照時間の長い気候条件（平均気温17.4℃、年間日照時間2014.2時間（平成28年））にある。また、主な栽培地である大東原台地の土壌は、黒ボク土及び赤ホヤと呼ばれる火山灰地であり、水はけが良く、さつまいもの栽培に適した自然条件を備えている。

さらに、この土壌には膨軟性があり、良好な保水性と排水性、通気性を兼ね備えていることが、果皮の色を鮮やかにすることに寄与している。

生産地では、昭和20年代から澱粉用さつまいもの栽培が行われていたが、昭和35年の農産物輸入自由化により大打撃を受けた。こうした中で、昭和40年、青果用さつまいもの栽培を開始した。

昭和43年には、市場が求める「年間を通じた安定的供給」に対応するため、周年出荷体制の構築を目指し、冬期貯蔵方法確立のための取組がはじめられた。生産者有志による研究会が立ち上げられ、試行錯誤の末、大量のさつまいもを効率的に越冬させることのできる、独自の貯蔵方法を確立した。JA串間市大東では地域の関係機関とも連携し、この貯蔵方法と、マルチ栽培、トンネル栽培などの早出しの栽培体系を組み合わせた周年出荷体制を構築した。

また、形状2種、品位4等級、重量7段階の出荷基準を厳格に実施するため、全箱を目視にて確認し、市場毎に異なる形状及びサイズに対する要望に応じてきた。

さつまいもの栽培に適した自然条件と、市場の要望に応えるための生産者の不断の努力の積み重ねにより、市場の高い評価と信頼を獲得し、西日本有数の青果用さつまいも産地としての立場を確立してきた。

なお、平成6年には、産地形成にかかる組織的な取り組みが評価され、JA串間市大東園芸部会は、「第23回日本農業賞」集団組織の部で大賞を受賞している。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

昭和40年に生産者6名、栽培面積2haから始まった生産地における青果用さつまいもの栽培は、現在（平成28年）では、生産部会181戸、作付面積500ha、年間出荷量1万トンに達し、県内生産の約8割の生産量を誇る産地となっている。

昭和41年には現在の出荷基準による選別出荷を開始し、昭和54年には産地として周年出荷体制を確立。現在の出荷体制による生産実績は、約40年に達している。また、ヤマダイかんしょとしての販売は50年を超えており、現在では、全国有数の青果用さつまいもの産地となっている。

さらに、輸出にも積極的に取り組んでおり、国内で需要の少ない小さいものが中華圏で好まれることをいち早く掴み、平成15年から全国に先駆けて、香港への輸出を行っている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：宮崎県農業協同組合 串間市大東地区本部

登録商標：○ ※○には別紙のマークが入る

指定商品又は指定役務：第31類 野菜

商標登録の登録番号：第6038247号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

登録日 平成30年4月27日

存続期間満了日 令和10年4月27日

☐ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☒ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。
- ☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所又は居所：宮崎県串間市大字奈留 5237-1

宛名：宮崎県農業協同組合 串間市大東地区本部

担当者の氏名及び役職：営農指導係 野辺 智大

電話番号：0987-74-1101

ファックス番号：0987-74-1072

電子メールアドレス：to-nobe@yamadai.mz-ja.or.jp